

基本計画（第5次）案の主な変更内容について

番号	章	項目	頁	最終案	中間案	備考
1	第2章	第1節5	P5	<p>5 SDGs達成に向けた取組の広がり</p> <p>2015年9月に国連で採択され<u>た</u> _____ 「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals = SDGs)は、全世界の共通課題である、貧困や不平等・格差、テロや紛争、気候変動など様々な課題を2030年までに解決し、「誰一人 _____ 取り残さない」世界の実現を目指すために、17のゴール、169のターゲット、<u>232の指標</u>を設定しています。</p> <p>(略)</p>	<p>5 SDGs達成に向けた取組の広がり</p> <p>2015年9月に国連で採択され、<u>世界が合意した</u> 「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals = SDGs)は、全世界の共通課題である、貧困や不平等・格差、テロや紛争、気候変動など様々な課題を2030年度までに解決し、「誰一人<u>として</u>取り残さない」世界の実現を目指すために、17のゴール、169のターゲット _____ を設定しています。</p> <p>(略)</p>	<p>※SDGsの説明を修正</p> <p>※「232の指標」を文中に追加</p>
2	第2章	第2節2	P12	<p>■認定（特例認定）NPO法人について</p> <p><u>県内の認定NPO法人^{※3}数は平成30年度末で23法人となっており、平成25年度末の6法人（うち1法人は特例認定）より17法人増加しています。</u>認定NPO法人—申請の意向については、「制度に関心はあるが、認定（特例認定）申請の準備は進めていない」が40.0%で最も多くなっていますが、前回調査の48.2%と比較すると、8.2ポイント低下しています。</p> <p>(略)</p>	<p>■認定（特例認定）NPO法人について</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ 認定NPO法人^{※3}申請の意向については、「制度に関心はあるが、認定（特例認定）申請の準備は進めていない」が40.0%で最も多くなっていますが、前回調査の48.2%と比較すると、8.2ポイント低下しています。</p> <p>(略)</p>	<p>※県内認定NPO法人の現状について追加</p>

3	第2章	第2節3	P 15 ・ P 16	<p>3 宮城県内のNPO支援施設の現状と課題</p> <p>① 現状 (略)</p> <p>_____ NPO支援施設の利用状況について尋ねたところ、県が設置する宮城県民間非営利活動プラザ(以下、「みやぎNPOプラザ」という。)を利用したことがある団体が55.7%、仙台市が設置する仙台市市民活動サポートセンターを利用したことがある団体が46.0%である一方で、<u>これら2施設以外の施設については、10%以下となっています。また、みやぎNPOプラザを利用したことがない</u>と回答した団体は<u>38.1%</u>で、その理由については、「地理的に遠い」のほか、「提供しているサービスや支援の内容は知っているが、現在の団体の組織運営や活動状況からみて、利用する必要性がない」や「どんなサービスや支援を提供しているかわからない」を挙げる割合が高くなっています。</p>	<p>3 宮城県内のNPO支援施設の現状と課題</p> <p>① 現状 (略)</p> <p><u>また、</u> NPO支援施設の利用状況について尋ねたところ、県が設置する宮城県民間非営利活動プラザ(以下、「みやぎNPOプラザ」という。)を利用したことがある団体が55.7%、仙台市が設置する仙台市市民活動サポートセンターを利用したことがある団体が46.0%である一方で、 _____ 利用したことがない<u>団体も多く、</u> _____ その理由については、「地理的に遠い」のほか、「提供しているサービスや支援の内容は知っているが、現在の団体の組織運営や活動状況からみて、利用する必要性がない」や「どんなサービスや支援を提供しているかわからない」を挙げる割合が高くなっています。</p>	<p>※みやぎNPOプラザ、仙台市市民活動サポートセンター以外の施設についての現状を追加、後段の説明を補足修正</p>																		
				<p>(1) みやぎNPOプラザの運営</p> <p>① 現状</p> <p><u>県は、</u> 県内全域のNPO活動を総合的に促進するための中核機能拠点として、(略)</p> <p>【表2-4-1】みやぎNPOプラザの利用者数の推移 (県直営 H16年度：36,089人) (単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数</td> <td>48,082</td> <td>56,697</td> <td>49,635</td> <td>51,724</td> <td>53,601</td> <td>51,490</td> <td>49,014</td> <td>46,890</td> <td>44,139</td> <td>39,872</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	利用者数	48,082	56,697	49,635	51,724	53,601	51,490	49,014	46,890
年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1														
利用者数	48,082	56,697	49,635	51,724	53,601	51,490	49,014	46,890	44,139	39,872														
4	第2章	第2節4	P 17																					

5	第2章	第2節	4	P 18 ・ P 19	<p>(3) 県税の優遇措置</p> <p>① 現状 (略)</p> <p>「地方税法施行令」(昭和25年政令第245号)第7条の4の収益事業を行わないNPO法人に対する法人県民税の均等割を免除するほか、収益事業を行うNPO法人についても一定の要件を満たす場合、最初の3箇年を限度に法人県民税の均等割を免除しています。また、NPO活動の用に供するための不動産や自動車環境性能割を無償で取得した場合に、不動産取得税、自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割を免除しています。</p> <p>(略)</p> <p>② 課題 (略)</p> <p>【表2-4-2】県税の課税免除の実績(課税免除額)</p> <p style="text-align: right;">(単位:件,千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">H27年度</th> <th colspan="2">H28年度</th> <th colspan="2">H29年度</th> <th colspan="2">H30年度</th> <th colspan="2">R1年度</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人県民税均等割</td> <td>379</td> <td>8,678,600</td> <td>377</td> <td>8,039,900</td> <td>387</td> <td>8,731,200</td> <td>391</td> <td>8,432,000</td> <td>387</td> <td>8,534,900</td> </tr> <tr> <td>不動産取得税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>726,800</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>自動車取得税*</td> <td>5</td> <td>263,800</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>28,700</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>自動車税</td> <td>39</td> <td>2,754,200</td> <td>36</td> <td>2,622,700</td> <td>36</td> <td>2,658,100</td> <td>31</td> <td>2,502,400</td> <td>34</td> <td>2,754,600</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>423</td> <td>11,696,600</td> <td>413</td> <td>10,662,600</td> <td>425</td> <td>12,144,800</td> <td>422</td> <td>10,934,400</td> <td>421</td> <td>11,289,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>※R1.10.1から自動車取得税が廃止され環境性能割が導入</p>		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		R1年度		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	法人県民税均等割	379	8,678,600	377	8,039,900	387	8,731,200	391	8,432,000	387	8,534,900	不動産取得税	0	0	0	0	1	726,800	0	0	0	0	自動車取得税*	5	263,800	0	0	1	28,700	0	0	0	0	自動車税	39	2,754,200	36	2,622,700	36	2,658,100	31	2,502,400	34	2,754,600	合計	423	11,696,600	413	10,662,600	425	12,144,800	422	10,934,400	421	11,289,500	<p>(3) 県税の優遇措置</p> <p>② 課題 (略)</p> <p>「地方税法施行令」(昭和25年政令第245号)第7条の4の収益事業を行わないNPO法人に対する法人県民税の均等割を免除するほか、収益事業を行うNPO法人についても一定の要件を満たす場合、最初の3箇年を限度に法人県民税の均等割を免除しています。また、NPO活動の用に供するための不動産や自動車環境性能割を無償で取得した場合に、不動産取得税、自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割を免除しています。</p> <p>(略)</p> <p>② 課題 (略)</p>	<p>※自動車税環境性能割の表記を修正</p> <p>※表【2-4-2】県税の課税免除の実績を追加</p>
							H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		R1年度																																																																				
件数	金額	件数	金額	件数		金額	件数	金額	件数	金額																																																																									
法人県民税均等割	379	8,678,600	377	8,039,900	387	8,731,200	391	8,432,000	387	8,534,900																																																																									
不動産取得税	0	0	0	0	1	726,800	0	0	0	0																																																																									
自動車取得税*	5	263,800	0	0	1	28,700	0	0	0	0																																																																									
自動車税	39	2,754,200	36	2,622,700	36	2,658,100	31	2,502,400	34	2,754,600																																																																									
合計	423	11,696,600	413	10,662,600	425	12,144,800	422	10,934,400	421	11,289,500																																																																									

6	第2章	第2節4	<p>(4) 県有遊休施設等の有効利用によるNPOの拠点づくり事業</p> <p>② 課題</p> <p>県では、NPOへの活動の場の提供により、NPOとともに公益的なサービスの提供や地域課題の解決に取り組んできました。各施設については、施設の老朽化による不具合があるものの、それぞれのNPOの活動の場として有効に利用されており、新たに貸し付けできる施設の確保が課題となっています。県が所有する施設には限りがあるため、<u>新たな県有施設の確保に努めるとともに、市町村においてもNPO活動の拠点づくりについて理解と協力を求めながらNPO活動を支援していく必要があります。</u></p>	<p>(4) 県有遊休施設等の有効利用によるNPOの拠点づくり事業</p> <p>② 課題</p> <p>_____</p> <p><u>貸付けを行っている施設の数少なく、事業の効果が限定的となっています。</u>各施設については、施設の老朽化による不具合があるものの、それぞれのNPOの活動の場として有効に利用されており、新たに貸し付けできる施設の確保が課題となっています。県が所有する施設には限りがあるため、_____</p> <p>_____市町村においてもNPO活動の拠点づくりに<u>取り組むことが期待されます。</u></p> <p>_____</p>	<p>※文章を整理し、市町村においても理解と協力を求めながら支援していくことの必要性を記載</p>
7	第2章	第2節5	<p>5 市町村の施策の現状と課題</p> <p>(略)</p> <p>行政とNPOとの協働がこれまで以上に重要となる中で、市町村においても、地域課題の解決に取り組むNPOとの<u>相互の理解を深め</u>協働を推進することが必要であり、県は、市町村に対し、積極的に市町村がNPO活動促進施策を進めるための情報提供をするとともに、市町村と連携しながら協働を推進していく必要があります。</p>	<p>5 市町村の施策の現状と課題</p> <p>(略)</p> <p>行政とNPOとの協働がこれまで以上に重要となる中で、市町村においても、地域課題の解決に取り組むNPOとの_____協働を推進することが必要であり、県は、市町村に対し、積極的に市町村がNPO活動促進施策を進めるための情報提供をするとともに、市町村と連携しながら協働を推進していく必要があります。</p>	<p>※「相互の理解を深め」を追加</p>

8	第3章	第1節1	P 28	1 東日本大震災からの復興支援と <u>今後の</u> 災害等への対応	1 東日本大震災からの復興支援と <u>その他の</u> 災害等への対応	※タイトルを変更
9	第3章	第1節4	P 29	4 NPOへの理解・協働の促進 <u>促進条例の制定から20年以上が経過し、NPOに対する期待とその果たす役割は大きくなってきていますが、NPOへの</u> 社会の理解は <u>必ずしも</u> 十分に進んでいるとは言えない状況にあり、NPOと市民や行政、企業等とが相互理解を深めていくための取組が必要です。 (略)	4 NPOへの理解・協働の促進 <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> NPO <u>に対する</u> 社会の理解は <u>_____</u> 十分に進んでいるとは言えない状況にあり、NPOと市民や行政、企業等とが相互理解を深めていくための取組が必要です。 (略)	※文章を整理
10	第3章	第1節5	P 29	5 SDGsとの関連づけ (略) <u>社会の持続可能性を高めるという目標に向けて、_____</u> <u>_____</u> 17のゴール、169のターゲット、 <u>232の指標を掲げるSDGsの達成を目指す上でNPOが大きな役割を果たす存在であることを再認識するとともに、SDGsを意識した活動により、NPOと市民、企業、大学・研究機関、行政など、多様な主体との協働を促進していく必要があります。</u>	5 SDGsとの関連づけ (略) <u>持続可能性への追求は、社会が直面する諸課題を解決する上で重要な要素であることから、SDGsの特徴や17のゴール、169のターゲット_____を、それぞれのNPO活動の内容に反映していく取組を推進していくとともに、NPO活動がSDGsの達成につながっている認識を深め、_____</u> 市民、企業、大学・研究機関、行政など、多様な主体との協働を促進していく必要があります。	※文章を整理し、「232の指標」を文中に追加

13	第4章	第1節2	<p>(2) 財政的支援制度の充実</p> <p>⑤ NPO活動拠点の確保</p> <p>活動拠点を必要としながら地域課題の解決に取り組むNPOに対し、引き続き、県が保有する遊休施設の貸付けを行い、活動の継続を支援します。また、市町村におけるNPO活動拠点の確保を推進するため、_____遊休施設の運用手引書を提供し、説明会を開催するなど、市町村の取組を支援します。</p>	<p>(2) 財政的支援制度の充実</p> <p>⑤ NPO活動拠点の確保</p> <p>活動拠点を必要としながら地域課題の解決に取り組むNPOに対し、引き続き、県が保有する遊休施設の貸付けを行い、活動の継続を支援するとともに、_____NPO活動拠点の確保を推進するため、市町村に遊休施設の運用手引書を提供_____するなど、市町村の取組を支援します。</p>	<p>※パブリックコメントの意見を踏まえ「説明会を開催する」を追加。</p>
14	第4章	第2節1	<p>(3) NPO主体の運営</p> <p>みやぎNPOプラザは、現在、NPOを指定管理者とする指定管理者制度により運営されています。その管理運営と事業の推進については、学識経験者やNPO関係者等からなる宮城県民間非営利活動プラザ運営評議会が設置され、審議が行われていますが、引き続き、みやぎNPOプラザの機能が十分に発揮されるよう、NPO及びその活動に対する支援の在り方について検証・検討を行います。</p> <p>(略)</p>	<p>(3) NPO主体の運営</p> <p>みやぎNPOプラザの運営については、現在、指定管理者により、_____学識経験者やNPO関係者等からなる宮城県民間非営利活動プラザ運営評議会が設置され、審議が行われていますが、引き続き、みやぎNPOプラザの機能が十分に発揮されるよう、NPO及びその活動に対する支援の在り方について検証・検討を行います。</p> <p>(略)</p>	<p>※文章を整理</p>

15	第4章	第3節3	P 40	3 <u>協働を進める上で留意すること</u>	3 <u>SDGsを意識した活動の促進</u>	※タイトルを変更 →SDGsの内容 は3(1)に移動
16	第4章	第3節3	P 40	<u>(1) SDGsを意識した活動の促進</u> SDGsが採択されてから、企業・行政等によるSDGsの目標達成に向けた取組が広がってきています。 <u>より良い未来に向かって</u> 目的を共有する多様な主体とNPOがそれぞれの特性を活かし、お互いの立場を尊重しながら、連携・協働することにより活動の質が高まり、目標達成につながることを期待されます。 (略)	<u>3 SDGsを意識した活動の促進</u> SDGsが採択されてから、企業・行政等によるSDGsの目標達成に向けた取組が広がってきています。 <u>_____</u> 目的を共有する多様な主体とNPOがそれぞれの特性を活かし、お互いの立場を尊重しながら、連携・協働することにより活動の質が高まり、目標達成につながることを期待されます。 (略)	※「よりよい未来 に向かって」を追加
17	第4章	第3節3	P 40	<u>(2) 復興の取組における協働、防災・新たな災害や感染症等に備えた体制構築</u> (略)	<u>4 復興の取組における協働、防災・新たな災害や感染症等に備えた体制構築</u> (略)	※中間案の第4章 第3節4の内容を (2)に移動
18	第4章	第3節3	P 40	<u>(3) 地域課題の解決に向けた話し合いの促進</u> <u>地域におけるまちづくりや子どもの健全育成など様々な分野での課題の解決に向けて、多様な主体がそれぞれの力や課題を共有しながら、対話と協働を進める仕組みの構築が求められています。持続可能な地域社会を実現するため、市町村とともに多様な主体が参画する話し合いにより地域課題を解決する仕組みが構築されるよう普及啓発に努めます。</u>		※パブリックコメントの意見を踏まえ新規で追加

19	第5章	第4節	P 42	<p>第4節 基本計画の<u>進行管理と見直し</u></p> <p><u>毎年度、県のNPO活動の促進に関する施策の実施状況等を、宮城県民間非営利活動促進委員会において報告、意見聴取し、次年度の施策に反映していきます。</u></p> <p><u>また、</u>この基本計画改定後、5年を目途として各施策の検証を行い公表するとともに、NPOの実態調査等を実施し、計画の見直しを行います。</p> <p>なお、この基本計画に基づく事業については、社会経済情勢の変化等に応じて適宜見直しを行いながら、NPO活動に対する施策を円滑かつ効果的に実施していきます。</p>	<p>第4節 基本計画の_____見直し</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____この基本計画改定後、5年を目途として各施策の検証を行い公表するとともに、NPOの実態調査等を実施し、計画の見直しを行います。</p> <p>なお、この基本計画に基づく事業については、社会経済情勢の変化等に応じて適宜見直しを行いながら、NPO活動に対する施策を円滑かつ効果的に実施していきます。</p>	<p>※進行管理について追加</p>
----	-----	-----	---------	--	--	--------------------